

## 一人当たり医療費の地域差半減に向けて

平成 28 年 10 月 21 日

伊藤 元重

榊原 定征

高橋 進

新浪 剛史

一人当たり医療費の地域差半減に向けて、医療費適正化計画や地域医療構想の実行が不可欠であるが、現行の**医療費適正化計画の目標と実態は大幅に乖離している**。次期医療費適正化計画では、着実に地域差半減を進めていく必要がある。国と都道府県が有機的に連携し、医療費適正化計画の内容や進捗状況が見える化し、内容や取組が不十分な場合には是正していくべき。また、一人当たり介護費の地域差の分析を進めるとともに、給付費の適正化に向けた保険者・介護事業者へのインセンティブを早期に導入すべき。以下、具体策を提案する。

### 1. 医療費適正化に向けたガバナンスの確立

- 第二期医療費適正化計画(2013～2017 年度)の進捗を示すデータの多くが 2013 年度までにとどまっている。早期に実態を把握し、適切なPDCAを構築すべき。
- 「健康・予防の促進」、「過度な受療行動の適正化」、「医療・介護の供給体制の見直し」の観点を踏まえ、一人当たり医療費の地域差上位5位、下位5位の都道府県を例に、NDBデータを活用し、都道府県や保険者ごとに年齢別、疾患・診療行為別などの差を分析し、見える化すべき。
- それらを踏まえ、都道府県が、医療費適正化計画<sup>1</sup>や地域医療構想<sup>2</sup>を責任をもって推進する仕組みが不可欠。このため、専門医等の定員調整、病床調整等を行う権限を都道府県に付与する、医療給付費と保険料の連動性を高める、重症化予防など医療費適正化の取組に応じて調整交付金等を大胆に傾斜配分する等の取組を推進すべき。
- 首都圏、大阪、愛知、福岡、兵庫など大都市圏における効率化は、医療費全体に与える影響が大きく<sup>3</sup>、重点的な取組が必要。

<sup>1</sup> 第二期医療費適正化計画では、①特定健康診査の実施率に関する目標(数値)、②特定保健指導の実施率に関する目標(数値)、③メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する目標(数値)、④たばこ対策に関する目標、⑤医療機能の強化・連携等を通じた平均在院日数の短縮に関する目標、⑥後発医薬品の使用促進に関する目標について、都道府県の任意記載事項とされている。

<sup>2</sup> 地域医療構想では、2025年の医療需要(入院・外来別・疾患別患者数等)、2025年に目指すべき医療提供体制・二次医療圏等ごとの医療機能別の必要量、目指すべき医療提供体制を実現するための施策(医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、医療従事者の確保・養成等)を盛り込むこととされている。

<sup>3</sup> 2014年度の国民医療費に占める割合は、首都圏(東京、神奈川、埼玉、千葉):25.3%、大阪:7.5%、愛知:5.3%、福岡4.6%、兵庫:4.5%で合計47.3%。

## 2. 健康・予防の促進

- 先進的なデータヘルス事業をパッケージ化(標準化)するとともに、都道府県レベルでの医師会との連携強化、レセプト等の分析の民間事業者への外部委託推進、分析と保健事業の共同実施、健保間の統合・連携への支援等を通じ、**全国展開**すべき。また、**その進捗状況が見える化し、PDCAを徹底**すべき。
- 健康ポイントの利活用を推進するほか、**特定健診やがん検診等の受診者と未受診者で保険料率に差を設ける<sup>4</sup>**など、個人へのインセンティブを強化すべき。特に、**受診率の低い国保や後期高齢者医療で重点的に取り組み、重症化予防・介護予防につなげる**べき。
- 一定年齢以上の国民全員が手軽に健診を受けられるよう、ワンコイン血液検査等の利活用を通じ**健診・特定健診を補完**すべき。

## 3. 過度な受療行動の適正化

- 疾患別の受診回数の地域差の見える化、データヘルスを活用した保険者による管理・指導、初診時にかかりつけ医以外を受診する際への**定額負担導入**などを通じ、**頻回受診を是正**すべき。

## 4. 医療・介護の供給体制の見直し

- 医療費増加の主因の一つが医師数との指摘。地域間の医療従事者の偏在に対応するため、**不足地域に移動する医療従事者への助成金や不足地域で医療従事を志す者への奨学金充実**などのインセンティブを検討すべき。
- **介護療養病床等は予定どおり 2017 年度末に廃止し、効率的なサービス提供体制に転換**すべき。
- 地域包括ケアの優良事例である**和光・大分方式**について、介護予防に取り組む保険者に調整交付金を傾斜配分するとともに、**見える化の徹底を通じ、全国展開を加速**すべき。

---

<sup>4</sup>「個人の健康・予防に向けた取組に応じて、保険者が財政上中立な形で各被保険者の保険料に差を設けるようにすることを可能とするなどのインセンティブの導入についても、公的医療保険制度の趣旨を踏まえつつ検討する。」(「日本再興戦略」改訂 2014)